

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、綾川町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）有岡揚水地区）を行うことについて平成22年3月5日適当と決定した。

その関係書類を綾川町経済課において平成22年3月17日から同年4月6日まで縦覧に供する。

平成22年3月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀